

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して出店予定者を選定し行政財産使用許可申請予定者を決定する手続（以下、「企画提案方式」という。）を実施する。

令和元年12月5日

北海道議会議長 村田 憲俊

1 企画提案方式に付す事項

- (1) 目的 北海道議会食堂出店者の公募
- (2) 内容 食堂の運営
- (3) 使用許可期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
上記期間には、店舗の設置等に要する期間を含み、営業は令和2年6月1日からとなる。
また、今回の公募により選定された出店予定者が令和3年度以降の行政財産使用許可申請を行い、許可の要件を満たしている場合は、令和7年3月31日まで使用許可期間を更新することができる。
- (4) 設置場所 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事堂1階

2 企画提案方式に参加する者に必要な資格

- 次の要件を全て満たす個人、法人又は複数事業者（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (1) 個人、法人又はコンソーシアムであって、道内に居住又は本店、支店又は営業所を有していること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されている者でないこと。
 - (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
 - (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア 道税
イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
ウ 消費税及び地方消費税
 - (7) 平成30年度に1食堂施設で1日平均100食以上を提供した食堂を200日以上運営している又は同程度の実績があること。
 - (8) 過去3年間、食品衛生法に係る行政処分を受けていないこと。
 - (9) コンソーシアムの構成員が、単独又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 企画提案方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうか参加表明書を提出し審査を受けなければならない。
ア 受付期間 令和元年12月5日（木）から令和2年1月14日（火）まで（12月28日から1月5日までを除く）
イ 受付時間 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日 午前9時から午後5時まで
ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とすること。持参する場合は、受付時間内に次の提出場所に持参すること。郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間まで必着とする。
エ 提出場所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目
北海道議会事務局総務課総括グループ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 公募要領の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和元年12月5日（木）から令和2年1月14日（火）まで
- (2) 交付場所 3(1)エと同じ
郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、企画提案方式に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、ダウンロードを希望する場合は、北海道議会のホームページ（<http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和2年1月24日（金）から令和2年2月4日（火）まで
- (2) 提出方法 3(1)ウと同じ
- (3) 提出場所 3(1)エと同じ

- 6 企画提案の無効
企画提案方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。また、説明会への出席がない者の提出した提案も無効とする。
- 7 出店予定者の選定方法
あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を審査し、出店予定候補者を選定し、議会運営委員会で検討の上、出店予定者（案）を作成する。
さらに、北海道議会議長が、出店予定者（案）を承認し、出店予定者を決定する。
- 8 行政財産使用許可申請
出店予定者は、別途財務会計法令の規定により行政財産使用許可申請を行うものとする。
- 9 企画提案方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道議会事務局総務課
 - (2) 所在地 〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会1階
 - (3) 連絡先 電話011-204-5682
- 10 その他
 - (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 審査結果及び出店予定者名は、公表する。
 - (3) 詳細は、公募要領による。